

ハイヤー・タクシー改善基準告示 新旧対照表(1)

| | 改正前 | 現行 |
|-----------------|---|---|
| 日勤 | 【1か月の拘束時間】 299時間以内 | 【1か月の拘束時間】 288時間以内 |
| | 【1日の拘束時間】 原則13時間 最大16時間 | 【1日の拘束時間】 原則13時間 最大15時間 ▶ <u>14時間を超えては1週間3回以内を目安として、可能な限り少なくするよう努めること。</u> |
| | 【1日の休息期間】 継続8時間以上 | 【1日の休息期間】 継続11時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 継続9時間を下回らないこと |
| 隔勤 | 【1か月の拘束時間】 262時間を超えない 地域的事情等がある場合、年間6か月まで、270時間まで延長可 | 【1か月の拘束期間】 現行どおり |
| | 【2暦日の拘束時間】 21時間以内 | 【2暦日の拘束時間】 22時間以内 、かつ、 2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間以内 |
| | 【2暦日の休息期間】 継続20時間以上の休息期間 | 【2暦日の休息期間】 継続24時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 22時間を下回らない |
| 日勤の車庫待ち等の自動車運転者 | 【1か月の拘束時間】 299時間以内 労使協定により1か月322時間まで延長可 | 【1か月の拘束時間】 288時間以内 労使協定により1か月300時間まで延長可 |
| | 【1日の拘束時間】 次の～の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える 1日16時間超が1か月について7回以内 1日18時間超となる場合、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える | 【1日の拘束時間】 現行どおり |
| 隔勤の車庫待ち等の自動車運転者 | 【1か月の拘束時間】 262時間以内 労使協定により1か月270時間まで延長可 「2暦日の拘束時間」の～の要件を満たす場合、262時間又は270時間に20時間を加えた時間まで延長可 | 【1か月の拘束時間】 262時間以内 労使協定により1か月270時間まで延長可 「2暦日の拘束時間」の～の要件を満たす場合、262時間又は270時間に <u>10時間</u> を加えた時間まで延長可 |
| | 【2暦日の拘束時間】 次の～の要件を満たす場合、24時間まで延長可 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること 労使協定により、 1か月について2暦日の拘束時間が21時間超の回数(1か月7回以内の範囲で定めること)を定めること | 【2暦日の拘束時間】 次の～の要件を満たす場合、24時間まで延長可 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること 労使協定により、 ・2暦日の拘束時間が22時間超の回数及び ・2回平均1回の隔日勤務の拘束時間が21時間超の回数の合計を1か月7回以内の範囲で定めること |
| 適用除外 | (なし) | 緊急輸送については改善基準告示の適用除外 |
| 予期し得ない事象 | (なし) | <u>事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日と2暦日の拘束時間から、その対応に要した時間を除くことができることとする。</u> |

ハイヤー・タクシー改善基準告示 新旧対照表(2)

| | 改正前 | 現行 |
|----------|---|--|
| 休日労働 | 休日労働は2週間に1回を超えない 休日労働によって拘束時間の上限を超えない | 現行どおり |
| 累進歩合制度 | 累進歩合制度は廃止する | 現行どおり |
| ハイヤー | <p>時間外労働協定の延長時間は、1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安時間の範囲とするよう努める。</p> <p>・特別な事情が生じたときに、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合はこの限りではない。</p> <p>・継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせない。</p> | <p>時間外労働の延長時間は、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的特別な事情がある場合であっても、1年について960時間を超えないものとし、労働時間を延長することができる時間数又は労働させることができる休日の時間数をできる限り少なくするよう努める。</p> <p>・必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与える。</p> |
| 車庫待ち等の定義 | <p>主として車庫待ち、駅待ち等によって営業しており、作業密度が比較的薄く、かつ営業区域も比較的狭く、休憩時間についても原則として事業場内における休憩が確保され、拘束時間が18時間を超える場合は事業場内において夜間4時間以上の仮眠時間が確保される実態にあるものをいう。</p> <p>・一般的には人口30万人程度以上の都市においては「車庫待ち等」に該当しない実態にあるものと考えられるが、必ずしも人口の多少のみによって判断されるものではなく、上記のような実態にあるか否かによって判断される。</p> | <p>次の要件を満たす者をいう。</p> <p>事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される 原則として、事業場内における休憩が確保される</p> <p>・新告示適用の際、現に車庫待ち等の自動車運転者として取り扱われている者の属する事業場については、<u>にかかわらず、当該事業場が人口30万人以上の都市に所在している場合であっても、当分の間、当該事業場の自動車運転者を車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱う。</u></p> |